

新宿区災害時居住支援事業実施要領

19 新都住第1139号

平成20年 3月31日

改正 平成21年2月12日 20 新都住第991号

改正 平成26年3月27日 25 新都住第1436号

第1 目的

この要領は、新宿区災害時居住支援助成要綱（以下「要綱」という。）に基づく助成に関して、必要な事項の細目を定め、これをもって円滑な事務処理を図ることを目的とする。

第2 助成対象の確認

要綱第3条第1項の各号にいう要件を確認する場合においては、以下のように取り扱うものとする。

- (1) 第1号の居住の事実、被災証明書等に記載された住所で確認する。
- (2) 親族所有の住宅の除外については、原則として自己申告によるものとし、その旨の書面を徴する。
法人所有の賃貸住宅においては、2親等以内の親族が当該法人の経営者となっている場合に限り親族所有の住宅みなす。

第3 助成額

要綱第4条第1項1号に定めるアからウの一日当たり額は以下のとおり算出する。

- (1) 「家賃または宿泊料」及び「管理費、共益費」並びに「礼金、仲介手数料」については、支払った該当の金額を60日を上限として居住日数で除した額とする。
- (2) ホテル、ウィークリーマンション等の一時的宿泊施設の契約において、居室使用と密接不可分な光熱水費・清掃代等の経費は1日当たりの額に含む。ただし、本人の選択により追加したサービスに係る経費は除く。

第4 助成申請

要綱第5条にいう「世帯の代表者」とは、主として世帯の生計を維持する者であって、その確認は申請者の自己申告によるものとする。

2 要綱第5条に掲げる書類については、次のとおりとする。

- (1) 第5条第1項第1号の「建物賃貸借契約書」に関しては、通常使用される書式ではなく家賃領収証書等と兼用したもので、家主側の意向等のやむを得ない事情がある場合、当該証書等を契約書とみなし、家賃等の契約内容を確認する。また、「建物賃貸借契約書」名義が助成申請者と異なる場合、名義人と申請者の関係が社会生活上密接にあると推認できる場合（配偶者等）に認めるものとする。
- (2) 「区長が必要と認める書類」とは、第5条の各号の書類だけで資格判定ができない場合、その他の必要書類により審査することをいう。

第5 助成請求

第7条の「住宅確保に要した費用の支払を証する書類」は、申請者又はその世帯員が支払ったことが明記されていることを要する。

第6 支給時期

助成金の支給に関しては、要綱第7条に規定する書類の提出を受けた後、速やかに支出手続きを行う。ただし、書類が正当な理由もなく定められた期日までに提出されなかった場合は、この限りではない。

第7 助成決定の取り消し

要綱第10条第1項第2号に規定する「虚偽の申請又は不正の手段により」とは、居住地、世帯員等を偽って申請又は変更申請をし、助成決定を受けた場合をいう。

- 2 要綱第10条第1項第3号は、各種提出書類が定められた期限までに正当な理由もなく提出されない場合等をいう。その際、文書により期限を定めて当該書類の提出を催促し、当該期日から2週間の猶予期間の後に取り消しを行うものとする。

附則

この要領は、平成20年4月1日から適用する

附則

この要領は、平成21年4月1日から適用する

附則

この要領は、平成26年4月1日から適用する